

処 分 基 準

令和３年６月１日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（１－２６）
根 拠 条 項：第３１条の２３において準用する第８条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３１条の２２（許可）、第３１条の２３において準用する第４条（第４項を除く。）（許可の基準）、第３１条の２３において準用する第７条（承認）、第３１条の２３において準用する第７条の２（承認）、第３１条の２３において準用する第７条の３（承認）
処 分 基 準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３１条の２３において準用する第８条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第３１条の２３において準用する第４条第１項第１１号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：